

社会資本整備審議会道路分科会 第13回北陸地方小委員会

日時:令和4年3月9日(水)

13:30~15:30

場所:北陸地方整備局 4F共用会議室

金沢河川国道事務所 2F会議室

議事次第

1. 開 会

2. 挨 拶

3. 委員紹介

4. 議 事

○令和4年度 新規事業候補箇所の新規事業採択時評価

- ・一般国道7号 沼垂道路
- ・一般国道8号 栄拡幅

5. 閉 会

配付資料一覧

- ・ 議事次第

- ・ 委員名簿

- ・ 配席図

- ・ 北陸地方小委員会運営規則

- ・ 資料 1 北陸地方小委員会及び新規事業採択時評価手続きについて

- ・ 資料 2 直轄事業の新規事業候補箇所の考え方

- ・ 資料 3 令和 4 年度新規事業候補箇所説明資料
 - 資料 3 - 1 一般国道 7 号 沼垂道路
 - 資料 3 - 2 一般国道 8 号 栄拡幅

- ・ 資料 4 新規事業候補箇所別説明要旨
 - 資料 4 - 1 一般国道 7 号 沼垂道路
 - 資料 4 - 2 一般国道 8 号 栄拡幅

- ・ 資料 5 事業評価に係るバックデータ

社会資本整備審議会 道路分科会 北陸地方小委員会 委員名簿

地方	氏名	所属・役職
北陸	あきづき ゆうき 秋月 有紀	富山大学 学術研究部 教授
	【委員長】 さえき たつひこ 佐伯 竜彦	新潟大学 工学部 教授
	すみ えいじ 鷺見 英司	日本大学 経済学部 教授
	なかむら みか 中村 美香	(有)ミカユニバーサルデザインオフィス 取締役社長
	ばばさき けいこ 馬場先 恵子	金沢学院大学 経済情報学部 教授
	ふじう まこと 藤生 慎	金沢大学 理工学域 准教授
	みやした たけし 宮下 剛	長岡技術科学大学 環境社会基盤工学専攻 准教授
	やました よしのり 山下 義順	北陸経済連合会 専務理事

(敬称略、五十音順)

配席図 第13回北陸地方小委員会 【新潟会場】

モニター

カメラ

カメラ

令和4年3月9日(水)
北陸地方整備局
4F 共用会議室

鷺見委員

佐伯委員長

宮下委員

一般傍聴席

中村委員

一般傍聴席

一般傍聴席

一般傍聴席

(司会)

北陸地方整備局 路政課長
高城 竜一

北陸地方整備局 道路計画課長
一木 慎太郎

北陸地方整備局 道路調査官
渡辺 隆幸

北陸地方整備局 道路部長
森若 峰存

北陸地方整備局 新潟国道事務所長
柰津 知広

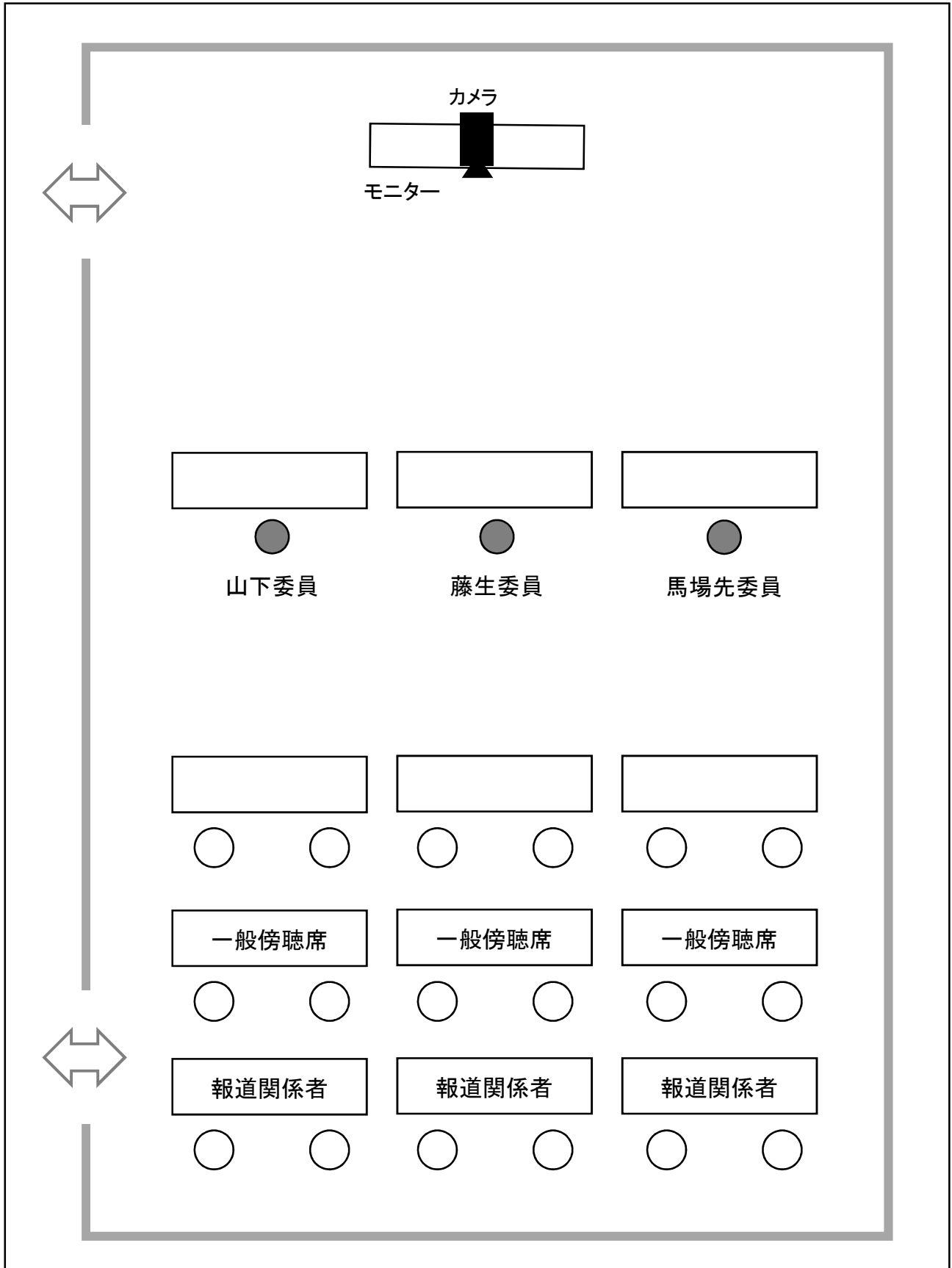
北陸地方整備局 長岡国道事務所長
木村 祐二

報道関係者席

報道関係者席

配席図 第13回北陸地方小委員会 【金沢会場】

令和4年3月9日(水)
金沢河川国道事務所
2F 会議室



社会資本整備審議会道路分科会 北陸地方小委員会運営規則

(主旨)

第1条 本規則は、「社会資本整備審議会道路分科会運営規則」(平成22年8月3日道路分科会決定)に基づいて設置する地方小委員会(以下「小委員会」という。)の組織、委員、会議、庶務その他委員会の設置等に関して必要な事項を定めるものである。

(小委員会の事務)

第2条 小委員会は、社会資本整備審議会道路分科会長(以下「分科会長」という。)の指名に基づき、以下の事務を行う。

- 1 直轄事業の事業評価など地方における道路事業の効率的な実施に関し、北陸地方整備局(以下「整備局」という。)からの報告を受けること。
- 2 整備局の報告に対し意見がある場合には、分科会長に対してその具申を行うこと。

(小委員会の委員及び組織)

第3条 小委員会に属すべき委員等(社会資本整備審議会令(平成十二年六月七日政令第二百九十九号)第4条第5項の「委員等」をいう。以下同じ。)は、道路分科会に属する委員等のうちから、分科会長が指名する。

- 2 委員等は、10名以内で組織する。
- 3 委員等の任期は、2年とする。
- 4 委員等は、再任されることができる。

(会議の成立条件)

第4条 会議は委員等の三分の一以上の出席がなければ開催することができない。

(合同の会議の開催)

第5条 案件に応じて、他の地方の小委員会と合同の会議を開催することができる。

- 2 合同の会議は、各地方の小委員会の委員等を合わせた委員等の三分の一以上の出席がなければ開催することができない。
- 3 合同の会議の委員長は、各地方の小委員会のいずれかの委員長が行う。

(審議過程の透明性の確保)

第6条 小委員会の構成員及び会議の開催予定はあらかじめ公表する。

- 2 小委員会の審議については、原則として報道機関を通じて公開する。
- 3 小委員会の会議に提出された資料及び議事録は、会議終了後速やかに公開する。
ただし、公開することが適切でないと小委員会が判断する資料は公開しない。

(下部組織の設置)

第7条 小委員会の委員長は、必要があると認めるときは、小委員会の下部組織を設置することができる。

- 2 下部組織に属すべき委員等は、小委員会に属する委員等のうちから、小委員会の委員長が指名する。
- 3 案件に応じて、下部組織の長を置くこととする。
- 4 下部組織の長を置く場合は、当該下部組織に属する委員等の互選により選出する。

(小委員会の庶務)

第8条 小委員会の庶務は、整備局道路部路政課において処理する。

附 則

この規則は、平成 22 年 12 月 16 日から施行する。

改正 平成 23 年 9 月 15 日

平成 28 年 11 月 26 日